

相模原市 指定NPO法人制度の概要



潤水都市 さがみはら

令和7年3月発行
相模原市市民協働推進課

－ 目 次 －

1	指定NPO法人制度とは？	2
2	指定NPO法人になることによるメリットとは？	3
3	指定NPO法人になるための要件とは？	4
4	公益要件を満たすにはどのような判断がありますか？	6
5	実績判定期間とは？	9
6	小規模法人の特例とは？	9
7	指定NPO法人となった後にすることは？	10
8	具体的な指定申出の手続については？	11

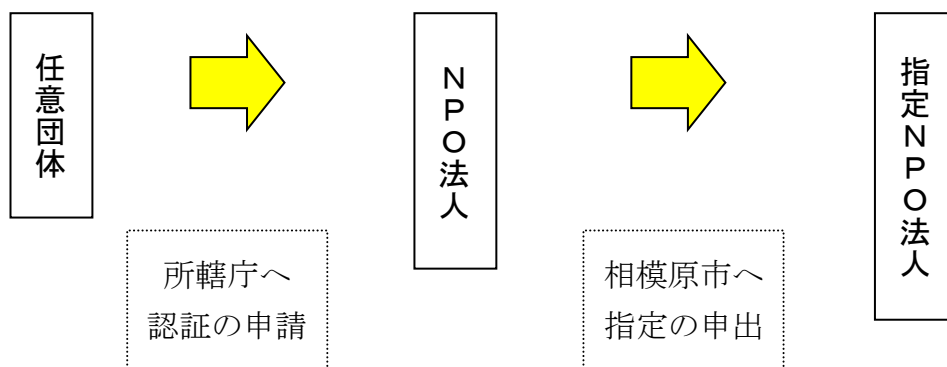
1 指定NPO法人制度とは？

「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」を目的とした制度です。

(1) 相模原市の指定NPO法人になるためには、市へ申出し、一定の要件の審査を受けた後、条例で個別に指定される必要があります。

指定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして、条例で個別に指定されているものをいいます。

つまり、NPO法人になるためには、所轄庁（都道府県や政令指定都市）からの「認証」を受ける必要がありますが、指定NPO法人になるためには、さらに、一定の要件の審査を受けた後、相模原市の条例で「指定」される必要があります。



(2) 審査会が指定の審査を行います。

市長は、指定に関する要件の審査について、「相模原市特定非営利活動法人指定審査会」に諮問します。

また、市長は、審査基準を公開するとともに、審査会による審査結果をインターネットにより公表することで、審査の透明性を図ります。

**(3) NPO法人の規模の大小にかかわらず、指定を受けることができます。
なお、一定の小規模な法人については、特例があります。**

一定の小規模な法人については、情報公開に関する特例があります。詳細はP8をご覧ください。

2 指定NPO法人になることによるメリットとは？

(1) 個人の寄附者のメリット

○ 個人市民税の税制優遇を受けられます

指定を受けたNPO法人に個人が寄附をすると、個人市民税の税額控除が受けられます。(当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える額について、政令指定都市は8%の税額控除)

(2) 指定NPO法人のメリット

○ 認定NPO法人になるためのPST要件を満たすことができます

指定を受けることにより、個人市民税の税額控除が受けられるようになるため、市民からの寄附が受けやすくなります。

また、認定NPO法人になるための要件の1つである、パブリック・サポートテスト(PST)(※1)を満たすことができます。

※1 パブリック・サポート・テスト(PST)

特定非営利活動促進法第45条第1項第1号に規定するNPO法人の認定基準の一つで、NPO法人が広く市民から支持されているかどうかを判断するための基準をいいます。次のいずれかを満たす必要があります。

①相対値基準：経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が5分の1以上であること

②絶対値基準：年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上であること

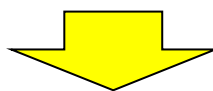
③条例による個別指定：都道府県又は市区町村条例で、当該NPO法人が個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定されること

○ 内部管理がしっかりします

指定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。

○ 社会からの信用が高まります

指定を受けるために、一層進んだ情報公開を行い、事業を適切に実施することにより、社会からの認知度や信用が高まります。



指定を受けるためには必要書類等を整える必要がありますが、得られるメリットもたくさんあります。

3 指定NPO法人になるための要件とは？

指定NPO法人になるためには、本市での活動の実績があり、NPO法人の活動の公益性を判断する「公益要件」とその運営組織及び事業活動の健全性を判断する「運営要件」を満たすことが必要です。

次表は指定基準等の概要をまとめたものです。公益要件の詳細についてはP 5以降をご覧ください。

(1) 市内で活動する特定非営利活動法人であること

本市で活動の実績がある特定非営利活動法人であること

(2) 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次に掲げる基準に適合すること（公益要件）

① 特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合すること

- 不特定かつ多数の市民の利益に資すること
- 市の計画又は施策の方向性に沿うこと

② 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績があること

(3) 運営組織及び経理が適切であること（運営要件）

- 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること
- 各社員の表決権が平等であること
- 会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
- 不適正な経理を行っていないこと

(4) 事業活動の内容が適正であること（運営要件）

- 宗教活動、政治活動等を行っていないこと
- 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

(5) 情報公開を適切に行っていること（運営要件）

- 事業報告書等について、閲覧の請求があった場合に事務所において閲覧させること
- 事業報告書等について、インターネットにより公表すること

(6) 事業報告書等を所轄庁に提出していること（運営要件）

各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること

(7) 法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと（運営要件）

法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと

(8) 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること

※指定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定を受けることができません。

次表は欠格事由の概要をまとめたものです。

(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある
NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある
<input type="radio"/> 指定の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
<input type="radio"/> 認定又は特例認定の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
<input type="radio"/> 禁錮（令和7年6月1日より「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
<input type="radio"/> 法、暴力団員不当行為防止法、若しくは神奈川県暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
<input type="radio"/> 暴力団の構成員等
(2) 指定取消しの日から5年を経過していない
指定を取り消され、その取消しの効力を生じた日から5年を経過していない
(3) 認定又は特例認定取消しの日から5年を経過していない
認定又は特例認定取消しの日から5年を経過していない
(4) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している
(5) 国税又は地方税の滞納処分を受けている
国税又は地方税の滞納処分の執行がされている、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人
(6) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない
国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人
(7) 次のいずれかに該当する法人
NPO法人が次のいずれかに該当する
<input type="radio"/> 暴力団
<input type="radio"/> 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある

4 公益要件を満たすにはどのような判断がありますか？

公益要件を満たしているかどうかは、次の2つの項目から判断します。

地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次に掲げる基準に適合すること

① 事業の内容

特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合すること。(ア、イの両方に該当すること。)

※ 継続的な事業の実施については、事業の計画、収支（寄附金を含む。）の計画、人員体制の計画を記載した事業計画（5年間）などにより確認

ア 不特定かつ多数の市民の利益に資すること。

【判断基準】（a、bの両方に該当すること。）

a 原則、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、実績判定期間内の各事業年度において、総支出額の2分の1以上であること。

$$\begin{array}{ccc} \text{総支出額} & \times & \frac{1}{2} \geq \text{その他の事業の支出規模} \\ \text{(事業費及び管理費の総計)} & & \text{(事業費及び管理費の総計)} \end{array}$$

b 利益を受ける市民が存在すること。

(ただし、当該法人の活動が他の市民等に著しい不利益をもたらすおそれのある活動でないこと。)

【対象期間】 判断基準(a) 実績判定期間の各事業年度

判断基準(b) 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

イ 市の計画又は施策の方向性に沿うこと。

【判断基準】

法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、市の計画や施策の効果を高める、あるいは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があること。

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度

② 支援又は支持の実績

当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある者で、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。（アからオのいずれかに該当すること。）

ア 寄附の実績

【判断基準】

実績判定期間中の各事業年度中の寄附金の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。（判定方法等は認定に準ずる。）

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$$

【寄附者・実績判定期間の月数の考え方】

- ① 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな者
- ② 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人と数える
- ③ 寄附者が、当該NPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は寄附者数に含めない

※ 生計を一にしている関係とは、日常生活の資を共通にしている者をいい、同居していなくても、仕送り等により日常生活の資を共通している場合も該当する。

- ④ 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月として数える

イ 国等からの支援又は支持を受けている実績

【判断基準】 国等との協働や国等からの助成の実績

- (ア) 国等との協働により実施した事業の実績
- (イ) 国等からの助成を受けて実施した事業の実績
- (ウ) 国等からの表彰を受けた実績
- (エ) その他国等から支援又は支持を受けている実績

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

【国等とは】

国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関、協議会（事務局が行政であるもの）など

ウ 地域団体等からの支援又は支持を受けている実績

【判断基準】

地域団体等からの支援又は支持を受けている実績（次の（ア）から（カ）のいずれかに該当すること。）

（ア） 法人の活動に一定時間無償ボランティアとして参加している実績

無償ボランティア（法人の役員によるものを除き、実費相当を支給するボランティアを含む。以下同じ。）の実績は、実績判定期間内の各事業年度中の月平均の無償ボランティアの総労働時間数が一定数（400 時間（総収入額 300 万未満の法人は 200 時間、300 から 500 万円までは一定の割合による時間（最大 400 時間））以上であること。

（イ） 自治会による推薦

100 人以上の住民（法人の役員、社員及び 18 歳未満の者を除く。）で構成される自治会による推薦（100 人を下回るときは、複数の自治会（構成する住民が合計で 100 人以上）による推薦が必要）

（ウ） 地域団体等との協働により実施した事業の実績

（エ） 地域団体等から助成を受けて実施した事業の実績

（オ） 地域団体等から表彰を受けた実績

（カ） その他地域団体等からの支援又は支持を受けている実績

他の要件と同等に考えられる物品等の寄附、場所の提供等により、地域団体等から支援又は支持を受けている実績等

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

【地域団体等とは】

地域の住民で構成する団体、企業 など

エ 中間支援組織（当該申出のあった法人）から支援を受けている団体から支持を受けている実績

【判断基準】 中間支援組織から支援を受けている 30 団体以上からの推薦など

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

オ ア～エに準ずるものとして市長が適当と認める実績

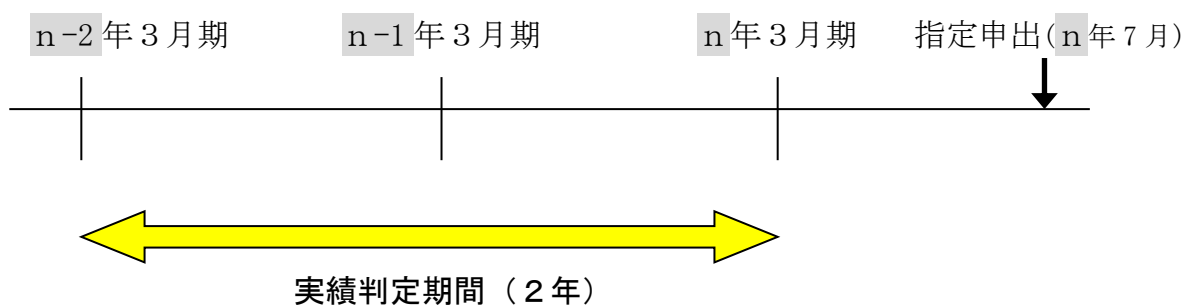
ア～エに準ずるもので、支援又は支持を受けている実績として法人が説明するもの

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

5 実績判定期間とは？

実績判定期間とは、指定NPO法人の要件の判定対象となる期間のことで、指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（はじめて指定の申出をするときは2年）内に終了した各事業年度のうち、もっとも古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

例 法人の事業年度が4月1日～3月31日の場合（新規申出）



例：令和7年7月1日に申出をする場合は、令和2年度から令和6年度の5年間が実績判定期間になります。（新規での申請の場合は令和5年度、令和6年度の2年間が対象）

6 小規模法人の特例とは？

一定の小規模な法人（次により算出した額が、年300万円未満である法人）は、指定を受けた後のインターネットによる書類の公開については、任意となります。

算出式 小規模法人

$$\boxed{\text{実績判定期間における総収入額}} \times 12 \div \boxed{\text{実績判定期間の月数}} < 300\text{万円}$$

7 指定NPO法人となった後にすることは？

主なものとして、次のことを行う必要があります。

(1) 書類の作成及び備置き、情報の公開等

指定NPO法人となった場合には、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程等を作成し、事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があったときは、事務所において閲覧させなければなりません。

また、NPO法人として事務所に備え置く書類は、その社員その他の利害関係人だけでなくすべての者に対して、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、事務所において閲覧させなければなりません。

なお、一定の書類（事業報告書等など）については、インターネットで公開する必要があります。（小規模法人の特例があります。P8）

(2) 寄附者に対する手続（受領証の発行など）

寄附者が個人市民税の寄附金控除を受けるためには、市町村に申告する必要があるため、寄附金を受け入れたときには、寄附者にその申告に必要な次の書類を交付する必要があります。

- 【交付書類】**
- ① 寄附金受領証明書
 - ② 寄附金税額控除申告書

また、寄附者名簿を作成し、保存（5年間）する必要があります。

8 具体的な指定申出の手続については？

問1 指定の申出はいつでもできますか

答1 申出をすることはいつでもできますが、6月下旬指定の場合は1月末頃、12月下旬指定の場合は7月末頃を締め切り予定としております。詳細は、市のホームページや広報紙等でお知らせします。

問2 申出書類はどのようなものが必要ですか？

答2 指定の申出に必要な書類は次のとおりです。このほか、法人ホームページや機関誌、議事録など必要に応じて確認させていただくことがあります。様式についての詳細は、別冊〔指定申出の手引き〕をご覧ください。

○申出書類

申 出 書 類 の 名 称
指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）
指定要件チェック表（第1表～第8表）
欠格事由チェック表
役員等氏名一覧表
寄附金充当予定事業一覧

○添付書類

添 付 書 類 の 名 称	備 考
事業報告書	実績判定期間の各事業年度分
活動計算書	
貸借対照表	
財産目録	
年間役員名簿	
社員のうち10人以上の者の名簿	
最新の役員名簿	
定款	最新のもの（実績判定期間中に変更があった場合は変更前のものも含む）
認証に関する書類の写し	
履歴事項全部証明書の写し（登記事項証明書の写し）	3か月以内に交付されたもの
事業計画書・予算書	申出があった日の属する事業年度分
地域の課題の解決又は地域の活性化に資することを説明する書類	市の計画又は施策が分かる書類 （例：条例・計画・アンケート調査など）
事業計画等	申出年度を含む5か年計画
支援又は支持を受けている実績を説明する書類	寄附者名簿の写し、協働の協定書 助成金決定通知書の写し、推薦書 等
滞納処分に係る納税証明書 （過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明）	国税、都道府県税、市区町村税分

問3 書類の提出はどこにするのでしょうか。また、事前相談はできますか？

答3 市民協働推進課の窓口にお持ちいただき、提出してください。
また、事前相談についても市民協働推進課で行います。ご希望の方は、電話予約をしていただくようお願いいたします。

※個人県民税の控除対象となるためには、神奈川県のNPO法人担当課に申し出ていただき、別途、神奈川県の指定を受ける必要があります。

【お問い合わせ先】

相模原市市民局市民協働推進課

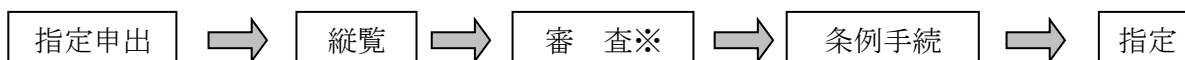
相模原市中央区中央2-11-15 市役所第2別館4階

☎042-769-8226（直通）

問4 指定を受けるまで、どのくらいの期間がかかりますか？

答4 申出をしてから、概ね5～6ヶ月程度かかります。

【参考】指定の流れ



※提出された申出書について附属機関（相模原市特定非営利活動法人指定審査会）による審査があり、また、指定基準等の確認のため、所轄庁の担当者が法人の事務所にて調査等を行います。

【参考】指定までの日程等（予定）

申出の時期	指定の時期	控除対象となる寄附金
1月末ごろまで	6月下旬	指定した年の1月1日以降
7月末ごろまで	12月下旬	

問5 指定を受けて、認定NPO法人になりたいと考えていますが、指定の申出をしてから、認定NPO法人になるまでどのくらいかかりますか？

答5 指定を受けて認定の申請を行う場合には、共通する審査事項も多いことから、認定の審査期間をできるだけ短くすることができるよう事務を進めています。

問6 申出に必要な書類は、どこで入手できますか？

答6 申出に必要な様式等は、市のホームページからダウンロードできます。
ホームページURL

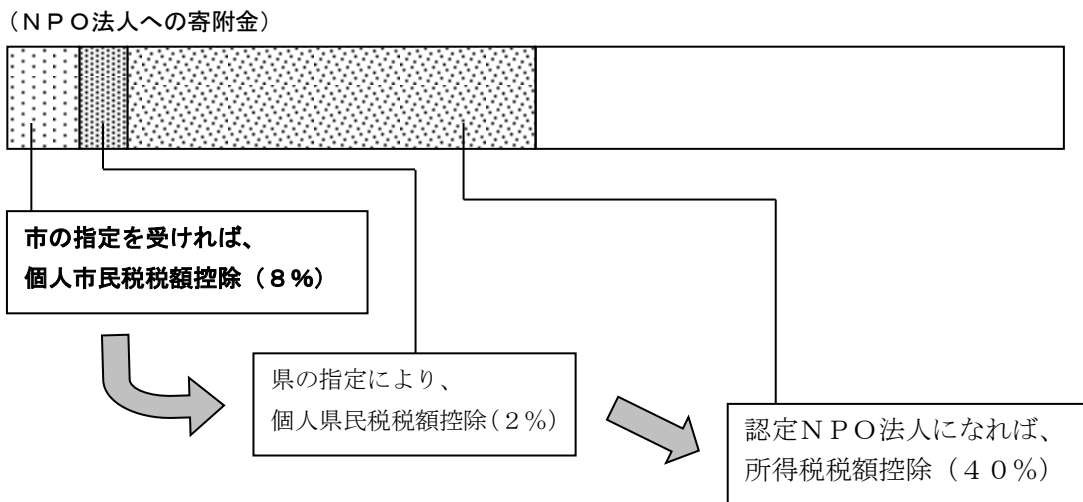
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/shisei_sanka/partnership/npo/1005127.html



問7 市の指定を受けた場合、寄附金について個人県民税も控除の対象となりますか？

答7 市の指定による寄附金税額控除は、**個人市民税のみ**が対象となります。
個人県民税も控除の対象となるためには、市の指定とは別に、県の指定を受ける必要があります。

【参考】 寄附者に対する税制上の優遇措置（寄附金控除）



※ 寄附金控除には、適用下限額、上限額等がありますが、ここでは省略しています。

○ 市民協働推進課 の 案内図



相模原市指定NPO法人制度の概要

令和7年3月

相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8226 FAX：042-754-7990